

6月18日（日）は神崎町長選挙及び 神崎町議会議員一般選挙の投票日です

神崎町議会議員一般選挙の投票日です

選挙公報について

今回の選挙より、候補者の政見（政策）などを掲載した選挙公報を発行します。6月

13日㊂告示後に区長配布にて各戸配布しますが、投票予定日までに届かなかつた方は、役場ホームページでの閲覧や役場総務課、ふれあいプラザ、駅ステーションホールにて配布しますので、ご利用ください。

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

●平成17年6月19日までに生まれた方

旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

①身体障害者手帳を持つている方

●郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」交

- 投票所
- 投票時間
- 投票期間
- 投票日に入事がある方は期日前投票を

6月14日㊂～6月17日㊁の毎日

午前8時30分～午後8時

身体に障害のある方は郵便による投票を

いる方

③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されて



崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで

町内に住んでいる方

●期日前投票所
役場1階小会議室
※投票所入場券をご持参下さい。
・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうとう、直腸、小腸の障害が1級または3級の方
・免疫、肝臓の障害が1級から3級までの方

午後8時45分から
神崎ふれあいプラザ

●投票所
第1投票所
神崎ふれあいプラザ
第2投票所
米沢小学校体育館

指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。
また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

●開票
午後8時45分から
神崎ふれあいプラザ

☎ ②2111

内線（211）

選挙に関するお問い合わせは
神崎町選挙管理委員会まで



付の申請をしてください。
※郵便投票証明書の有効期間が切れている方は、新しい証明書の交付申請をしてください。